

介護報酬・診療報酬等の特例の自己負担増分の公費負担を求める要望書

2020年8月5日
 共同会派 厚生労働部会

日々、新型コロナウイルスに感染するリスクに晒されながら、多くの人々の生活を支え、命と健康を守るために努力されている介護・障害福祉サービスの従事者や医療従事者の皆様に敬意を表する。

高齢者や基礎疾患を有する方などハイリスク者に対応する福祉や医療の現場では、集団感染が相次いでおり、現場は感染防止のため、懸命に取り組んでいる。新型コロナウイルスの感染拡大を防止する対策には費用がかかるため、介護報酬、障害福祉サービス等報酬、診療報酬について、特例的算定が認められることになった。これらの特例措置は、感染対策に費やした時間を報酬に反映させることなどにより、事業所や保険医療機関を下支えするものであるが、サービス利用者や患者に自己負担増を求めるものでもある。利用者の負担増は数百円程度であったとしても、サービス利用や受診控えにつながりかねない。

介護サービスの特例措置については、懸念の声が強い。特例措置の適用には利用者から同意を得る必要があることから、サービスの提供時間・内容が同じであるにもかかわらず、同意した者の負担は増加し、同意しない者の負担はそのままという不公平な状況になりかねない。また、特例措置の利用者への説明、同意を求めること自体が事業所の負担となっている。断りづらい利用者への配慮もあり、現時点で特例を使っていない事業所が6割というアンケート結果もある。利用者の同意はケアマネが行うこともあり、ケアマネ事業所も被害を受けている。この特例措置が介護給付費分科会で審議されることなく決定されたことも問題である。こうした状況を踏まえ、6月29日、「認知症の人と家族の会」は、特例措置の撤回を求める緊急要請を厚生労働大臣に提出している。

我々は、新型コロナ対策に要する費用については、介護報酬・診療報酬等で対応するのではなく、全額公費で負担すべきものであると考えているが、特例措置に係る問題は早急に解決する必要がある。については、予備費10兆円のうち、地方向けの医療・介護等の交付金など、医療体制等の強化に必要とされている2兆円程度を活用し、今回の特例措置における利用者の自己負担分について、公費で補填すべきである。

■一例として、介護報酬の特例措置による自己負担増を無くすため、公費で補填した場合の所要額（機械的な試算）■

介護報酬の特例措置の対象サービスの利用者全員について、自己負担が1か月当たり500円増加すると仮定した場合、当該増加分を公費で補填するのに必要となる費用は次のとおりである。

	利用者数	所要額		
		1か月	3か月	6か月
通所系サービス	209万人	10億円	31億円	63億円
短期入所系サービス	35万人	2億円	5億円	11億円
合計	244万人	12億円	37億円	73億円

注1：「通所系サービス」は、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。「短期入所系サービス」は、短期入所生活介護及び短期入所療養介護。

注2：利用者数は、厚生労働省「介護給付費等実態統計」（令和2年3月審査分）による。

注3：所要額は、利用者数×500円×月数で算出。

注4：合計は、四捨五入の関係で合わないところがある。